

議案第19号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	20	附属機関等の取扱いに関すること				関係項目	
調整方針	1 同種の附属機関等については、統合するものとする。 2 6市町村独自に設置されている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。						
現 況							調整理由・課題
1 市町村の現況							<p>【調整理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・附属機関等は、各市町村長が法律又は条例の規定に基づき、市町村の事務について有識者等の意見を聴取するために設置するもので、6市町村共通のものがあることから、同種のものについては、統合するものとする。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新市に設置する附属機関等の委員構成にあたっては、市域全体の均衡を図る必要がある。</li> <li>・市町村独自に設置されている附属機関等の整備にあたっては、設置の経緯や地域の実情を踏まえ検討する必要がある。</li> </ul>
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
総務企画部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渋川市情報公開審査会</li> <li>・渋川市個人情報保護審査会</li> <li>・渋川市防災会議</li> <li>・渋川市消防賞しゅつ金等審査委員会</li> <li>・渋川市特別職報酬等審議会</li> <li>・渋川市公務災害補償等審査会</li> <li>・渋川市公務災害補償等認定委員会</li> <li>・渋川市総合開発審議会</li> <li>・渋川市文化行政懇談会</li> <li>・渋川市男女共同参画推進懇談会</li> <li>・渋川市行政改革推進委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊香保町情報公開審査会</li> <li>・渋川市個人情報保護審査会</li> <li>・伊香保町防災会議</li> <li>・伊香保町特別職報酬等審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野上村防災会議</li> <li>・小野上村特別報酬等審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子持村情報公開審査会</li> <li>・子持村防災会議</li> <li>・子持村特別報酬等審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤城村情報公開審査会</li> <li>・赤城村個人情報保護審査会</li> <li>・赤城村防災会議</li> <li>・赤城村特別報酬等審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北橋村情報公開審査会</li> <li>・北橋村防災会議</li> <li>・北橋村特別報酬等審議会</li> <li>・北橋村総合計画審議会</li> <li>・北橋村国際交流推進協議会</li> <li>・北橋村行政改革推進委員会</li> <li>・北橋村消防委員会</li> </ul>	
住民部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渋川市国民健康保険運営協議会</li> <li>・渋川市環境審議会</li> <li>・渋川市交通対策協議会</li> <li>・渋川市環境衛生推進協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊香保町国民健康保険運営協議会</li> <li>・伊香保町交通対策協議会</li> <li>・伊香保町環境美化推進協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野上村国民健康保険運営協議会</li> <li>・小野上村交通対策協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子持村国民健康保険運営協議会</li> <li>・子持村交通対策協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤城村国民健康保険運営協議会</li> <li>・産業廃棄物処理施設審議会</li> <li>・赤城村交通対策協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北橋村国民健康保険運営協議会</li> <li>・北橋村交通対策協議会</li> </ul>	
保健福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渋川市民生委員推薦会</li> <li>・渋川市同和对策審議会</li> <li>・渋川福祉事務所老人ホーム入所判定委員会</li> <li>・渋川市高齢者保健福祉推進懇談会</li> <li>・渋川市高齢者交通安全推進委員会</li> <li>・渋川市健康づくり推進協議会</li> <li>・渋川市予防接種健康被害調査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊香保町民生委員推薦会</li> <li>・伊香保町老人ホーム入所判定委員会</li> <li>・伊香保町高齢者サービスチーム</li> <li>・伊香保町予防接種健康被害調査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野上村民生委員推薦会</li> <li>・小野上村予防接種健康被害調査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子持村民生委員推薦会</li> <li>・子持村老人ホーム入所判定委員会</li> <li>・子持村健康づくり推進協議会</li> <li>・子持村予防接種健康被害調査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤城村民生委員推薦会</li> <li>・赤城村老人ホーム入所判定委員会</li> <li>・赤城村健康づくり推進協議会</li> <li>・赤城村予防接種健康被害調査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北橋村民生委員推薦会</li> <li>・北橋村老人ホーム入所判定委員会</li> <li>・社会を明るくする運動北橋村実行委員会</li> <li>・北橋村高齢者サービスチーム</li> <li>・北橋村健康づくり推進協議会</li> <li>・北橋村予防接種健康被害調査委員会</li> </ul>	
産業経済部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渋川市農政審議会</li> <li>・渋川市農業経営改善計画認定審査会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊香保町農業振興地域整備促進協議会</li> <li>・伊香保町農業経営改善計画認定審査会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野上村農業振興地域整備促進協議会</li> <li>・小野上村農業経営・生産対策推進会議</li> <li>・小野上村農業経営改善支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子持村農業振興地域整備促進協議会</li> <li>・子持村農業経営改善計画認定審査会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤城村農業振興地域整備促進協議会</li> <li>・赤城村農業経営生産対策推進会議</li> <li>・赤城村農業経営改善計画認定審査会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北橋村農業振興地域整備促進協議会</li> <li>・北橋村農業経営生産対策推進会議</li> <li>・北橋村農業経営改善計画認定審査会</li> </ul>	

議案第19号参考資料(その2)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		20	附属機関等の取扱いに関すること		関係項目		現況		調整理由・課題
専門部会名	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村			
産業経済部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渋川市特別融資制度推進会議</li> <li>・渋川森林整備推進協議会</li> <li>・渋川市小口資金融資審査委員会</li> <li>・渋川市労働行政懇談会</li> <li>・渋川まちなか活性化研究会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊香保町中小企業融資促進審査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野上村特別融資制度推進会議</li> <li>・小野上村学校給食地場産農産物利用促進協議会</li> <li>・小野上村小口資金融資斡旋審査委員会</li> <li>・小野上温泉事業運営委員会</li> <li>・小野上村交流促進セミナー事業運営委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子持村特別融資制度推進会議</li> <li>・子持村小口資金融資斡旋審査委員会</li> <li>・子持村勤労者協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤城村特別融資制度推進会議</li> <li>・赤城村学校給食県内産農作物等利用促進会議</li> <li>・赤城村林業構造改善事業審議会</li> <li>・赤城家畜診療所運営委員会</li> <li>・赤城村小口資金融資斡旋審査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北橋村特別融資制度推進会議</li> <li>・北橋村学校給食県内産農作物等利用促進会議</li> <li>・北橋村小口資金融資審査委員会</li> <li>・北橋村勤労者協議会</li> <li>・ぼんどうの湯運営委員会</li> </ul>			
建設部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渋川市都市計画審議会</li> <li>・渋川都市計画事業東部土地画整理審議会</li> <li>・渋川都市計画事業四ツ角周辺土地画整理審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊香保町都市計画審議会</li> <li>・伊香保町土地開発事業審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野上村土地開発事業審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子持村都市計画審議会</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・北橋村都市計画審議会</li> <li>・北橋村土地利用対策審議会</li> </ul>			
上下水道部会			<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野上村水道事業運営委員会</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・北橋村水道事業運営委員会</li> </ul>			
教育部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渋川市奨学金貸与審査会</li> <li>・渋川市小学校、中学校特殊学級・特殊学校就学指導委員会</li> <li>・渋川市学校給食共同調理場運営委員会</li> <li>・渋川市社会教育委員会</li> <li>・渋川市人権教育推進協議会</li> <li>・渋川市青少年問題協議会</li> <li>・渋川市青少年センター運営協議会</li> <li>・広域圏社会教育推進連絡協議会</li> <li>・渋川市公民館運営審議会</li> <li>・渋川市文化財調査委員会</li> <li>・渋川市立図書館協議会</li> <li>・渋川市スポーツ振興審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伊香保町奨学金貸与審査会</li> <li>・伊香保町心身障害児就学指導委員会</li> <li>・伊香保町学校給食運営委員会</li> <li>・伊香保町社会教育委員会</li> <li>・伊香保町青少年問題協議会</li> <li>・広域圏社会教育推進連絡協議会</li> <li>・伊香保町公民館運営審議会</li> <li>・伊香保町文化財調査委員会</li> <li>・徳富蘆花記念文学館運営委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小野上村心身障害児就学指導委員会</li> <li>・小野上村学校給食共同調理場運営委員会</li> <li>・小野上村社会教育委員会</li> <li>・小野上村人権教育推進協議会</li> <li>・小野上村青少年問題協議会</li> <li>・広域圏社会教育推進連絡協議会</li> <li>・小野上村公民館運営審議会</li> <li>・小野上村文化財調査委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子持村奨学金貸与審査会</li> <li>・子持村心身障害児就学指導委員会</li> <li>・子持村学校給食共同調理場運営委員会</li> <li>・子持村社会教育委員会</li> <li>・子持村人権教育推進協議会</li> <li>・子持村青少年問題協議会</li> <li>・広域圏社会教育推進連絡協議会</li> <li>・子持村公民館運営審議会</li> <li>・子持村文化財調査委員会</li> <li>・子持村スポーツ推進委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・赤城村心身障害児就学指導委員会</li> <li>・赤城村社会教育委員会</li> <li>・赤城村人権教育推進協議会</li> <li>・赤城村青少年問題協議会</li> <li>・広域圏社会教育推進連絡協議会</li> <li>・赤城村公民館運営審議会</li> <li>・赤城村文化財調査保護審議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北橋村心身障害児就学指導委員会</li> <li>・北橋村社会教育委員会</li> <li>・北橋村人権教育推進協議会</li> <li>・北橋村青少年問題協議会</li> <li>・広域圏社会教育推進連絡協議会</li> <li>・北橋村公民館運営審議会</li> <li>・北橋村文化財調査委員会</li> <li>・北橋村図書館協議会</li> <li>・歴史民俗資料館運営審議会</li> <li>・北橋村スポーツ振興審議会</li> </ul>			

協議項目	20 附属機関等の取扱いに関すること	関係項目							
現		況							
			調整理由・課題						
<p>2 附属機関等とは 「附属機関等」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び市町村長等が市町村の事務について有識者等の意見を聴取するために設置した附属機関に準じるものをいう。</p>									
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【関係法令】 地方自治法（抄） （委員会・委員の設置） 第138条の4（第1項～第2項省略） 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> </div>									
<p>3 先進地事例</p>									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">新居浜市</th> <th style="width: 33%;">さいたま市</th> <th style="width: 33%;">大船渡市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">別子山村に置かれている附属機関等は、原則として新浜市に統合するものとする。なお、独自に置かれている付属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。</td> <td style="padding: 5px;">諮問機関については、原則として再編するものとする。 なお、各市で独自に置かれている諮問機関については、実態等を考慮し整備するものとする。</td> <td style="padding: 5px;">両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。 委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>				新居浜市	さいたま市	大船渡市	別子山村に置かれている附属機関等は、原則として新浜市に統合するものとする。なお、独自に置かれている付属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。	諮問機関については、原則として再編するものとする。 なお、各市で独自に置かれている諮問機関については、実態等を考慮し整備するものとする。	両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。 委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。
新居浜市	さいたま市	大船渡市							
別子山村に置かれている附属機関等は、原則として新浜市に統合するものとする。なお、独自に置かれている付属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。	諮問機関については、原則として再編するものとする。 なお、各市で独自に置かれている諮問機関については、実態等を考慮し整備するものとする。	両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自に置かれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。 委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">東かがわ市</th> <th style="width: 33%;">長崎市</th> <th style="width: 33%;">新潟市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">附属機関は、3町ともに置かれているものについては統合し、2町又は1町のみには置かれているものについては実情を考慮し整備する。</td> <td style="padding: 5px;">合併に伴い廃止される6町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講じる。 なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。</td> <td style="padding: 5px;">黒埼町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により黒埼町の実状に応じた適切な措置を講じる。 ただし、黒埼町の学校給食センター運営委員会については、新潟市の附属機関として引き継ぐものとする。</td> </tr> </tbody> </table>				東かがわ市	長崎市	新潟市	附属機関は、3町ともに置かれているものについては統合し、2町又は1町のみには置かれているものについては実情を考慮し整備する。	合併に伴い廃止される6町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講じる。 なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。	黒埼町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により黒埼町の実状に応じた適切な措置を講じる。 ただし、黒埼町の学校給食センター運営委員会については、新潟市の附属機関として引き継ぐものとする。
東かがわ市	長崎市	新潟市							
附属機関は、3町ともに置かれているものについては統合し、2町又は1町のみには置かれているものについては実情を考慮し整備する。	合併に伴い廃止される6町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講じる。 なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。	黒埼町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により黒埼町の実状に応じた適切な措置を講じる。 ただし、黒埼町の学校給食センター運営委員会については、新潟市の附属機関として引き継ぐものとする。							